

本町テニスコートの使用料（R元.10.1～）

※減免（割引）、計算方法等の詳細は、総合体育館（電話0124-24-2525）へお問合せください。

※R元.10.1～専用使用のみ変更（個人使用料は変更なし）（税込み金額。単位：円）

使用の区分			1時間あたり	
専用使用	アマチュアスポーツに使用	入場料等を徴収しない	330	
		入場料等を徴収する	1,320	
	その他の催物に使用	入場料等を徴収しない	営利を目的としない	2,640
			営利を目的とする	6,600
		入場料等を徴収する	営利を目的としない	5,280
			営利を目的とする	13,200
個人使用	小・中学生		無料	
	高校生	1回	50	
		回数券（12枚）	500	
	一般	1回	100	
		回数券（12枚）	1,000	

備考

- 1 専用使用とは、大会、試合、練習等で当該施設の全部又は一部を専用して使用する場合をいう。
- 2 入場料等とは、入場料、観戦料その他観覧者から徴収する金銭をいう。
- 3 コートの専用使用面数が1面の場合は使用料の1/3、2面の場合は2/3とする。
- 4 使用時間は、次により計算する。
 - (1) 1時間に満たない場合は、1時間。
 - (2) 1時間を超える場合に、その時間に1時間未満の端数があるときは切上げる。
- 5 市外の利用者による専用使用料は、2倍。
- 6 アマチュアスポーツ以外に使用する場合は会場管理及び清掃に要する経費は、使用者の負担。
- 7 使用料は、消費税及び地方消費税を含む額。
- 8 小中学生については、H24.4.1より無料。